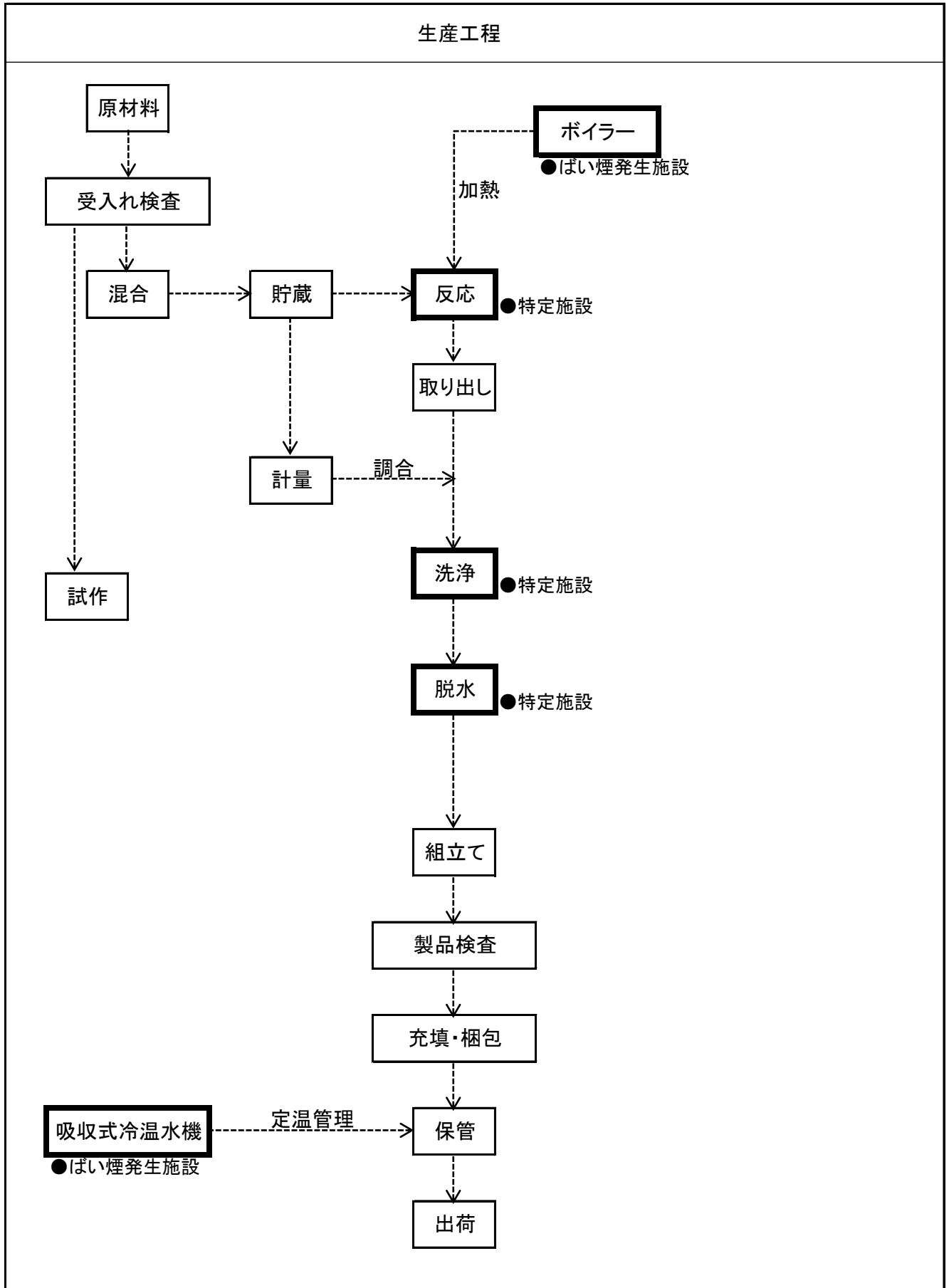


生産工程図(フローシート)

注)水質、騒音、振動、ダイオキシンに関する特定施設およびばい煙発生施設(VOC、粉じん含む)に該当するものは太枠で囲んでください。



有害物質使用特定施設(有害物質貯蔵指定施設)の構造等に関する基準及び対応する定期点検項目確認表

事業場名称 : ○○○○	所在地 : ○市○町○○
施設番号 (施設名称) : Aライン1号	使用・製造・処理する有害物質 : ふっ素およびその化合物
特定施設番号 : 65 酸またはアルカリによる表面処理施設	水濁法等に係る構造基準への適合状況 : A B C

床面及び周囲 ※注:イ、ロのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造及び設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ 床面は、コンクリート、タイル等の不透水性材料による構造とし、必要に応じて耐薬品性、不透透性を有する材質で被覆されていること	× -コンクリート構造 -耐酸性被覆なし	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無 講じられた措置に応じた適切な事項 床下への漏えいの有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上	
		ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受け皿等が設置されていること	○ ・防液堤あり 容量5m3>施設液容量2m3			
	2 1.と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	— 該当しない				
B	1	【施設本体が床面に接して設置】(点検可能な空間がない)	○ 施設下部以外の防液堤内はコンクリート構造、耐酸被覆あり	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れ等の異常の有無 ③ 施設本体のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ④ 施設本体からの漏えいの有無 ※④の確認を目視、漏えい等検知装置以外の方法で行う場合	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上 ③ 1年に1回以上 ④ 1月に1回以上 ※ 方法に応じた頻度	○ ①～③の点検を年2回実施 ④の点検を月1回実施
		イ 施設本体の接する床面がA基準の1のイに適合せず、かつ施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準に適合する				
C	2	【施設本体が床面から離して設置】(目視による確認が可能)	○ 施設下部以外の防液堤内はコンクリート構造、耐酸被覆あり	① 床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上	
		ロ 施設本体の下部の床面がA基準の1のイに適合せず、かつ施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準に適合する				
C		A基準又はB基準を満たさない				

付帯する配管等についても、老朽化や破損等に伴い、飛散するおそれのある範囲には床面及び周囲の基準が適用される。

施設本体

基準	区分	構造及び設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A		—	—	① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上	
B		—	—	【床面周囲がB基準に適合する場合】 ① 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ② 施設本体からの漏えいの有無 ※②の確認を目視、漏えい等検知装置以外の方法で行う場合	① 1年に1回以上 ② 1月に1回以上 ※ 方法に応じた頻度	○ ①の点検を年2回実施 ②の点検を月1回実施
C		—	—			

配管等(地上配管) ※注:イ、ロのいずれかに該当する必要があります。

基準	区分	構造及び設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	イ	(1) 漏えいの防止に必要な強度を有すること	○ 全ての配管がステンレス製	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上	○ ①、②の点検を年1回実施
		(2) 容易に劣化するおそれのないこと	○			
		(3) 腐食のおそれがある場合は、外面に腐食防止の措置が講じられていること	○ 耐酸被膜あり			
B	ロ	漏えいが目視により容易に確認できるよう床面から離して設置されていること		① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無	① 6月に1回以上	
C		A基準又はB基準を満たさない		② 配管等からの漏えいの有無	② 6月に1回以上	

配管等(地下配管) ※注:イ、ロ、ハのいずれかに該当する必要があります。

基準	区分	構造及び設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	イ	(1) トレンチの中に設置されていること	○ 全ての配管がステンレス製	① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチの側面底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 1年に1回以上 ② 1年に1回以上 ③ 1年に1回以上	○ 目視出来ないため、気密試験によって漏えいの有無を年1回確認
		(2) トレンチの底面・側面はコンクリート、タイル等の不透透性を有する材料によることとし、底面の表面は必要に応じて耐薬品性、不透透性を有する材質で被覆されていること				
		(1) 漏えいの防止に必要な強度を有すること				
B	ロ	(2) 容易に劣化するおそれがないこと	○	配管等の内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認又は同等以上の方法による漏えいの確認 ※1 上記以外の方法により漏えいを確認する場合 ※2 消防法に基づく完成検査受検により緩和規定あり	1年に1回以上 ※1 方法に応じた頻度 ※2 3年に1回	
		(3) 腐食のおそれがある場合は外面に腐食防止措置を講じること	○ 耐酸被膜あり			
		ハ イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること				
C	ハ	イ又はロと同等以上の効果を有する措置が講じられていること		① 配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ② 配管等からの漏えいの有無 ③ トレンチ側面・底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	① 6月に1回以上 ② 6月に1回以上 ③ 6月に1回以上	
		イ トレンチの中に設置されていること		配管等からの漏えいの有無 ※上記の確認を有害物質の濃度の測定により行う場合	1月に1回以上 ※3月に1回以上	
		ロ 漏えいを検知する装置又は流量の変動を計測する装置など漏えい等を確認できる措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
C		A基準又はB基準を満たさない		配管等の内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認又は同等以上の方法による漏えいの確認 ※1 上記以外の方法により漏えいを確認する場合	1年に1回以上 ※1 方法に応じた頻度	

地下配管を流れる排水中に有害物質が含まれないことが合理的に説明できる場合は、構造等基準の適用除外とすることも可

排水溝等 ※注:イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造及び設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること	○ コンクリート構造	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ※排水溝等から地下浸透を検知する装置、排水溝等の流量変動を計測する装置の適切な配置等、地下への浸透の確認措置を講じている場合、かつ地下への浸透の点検を1月(有害物質の濃度の測定により地下浸透の点検を行う場合は3月)に1回以上行う場合	1年に1回以上 ※3年に1回以上	○ 年2回点検
		ロ 容易に劣化するおそれがないこと	○			
		ハ 表面は、必要に応じ耐薬品性、不浸透性を有する材質で被覆されていること	○ 耐酸性被膜あり			
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
B	1	地下への浸透を検知する装置又は流量の変動を計測する装置を配置することその他の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること		① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ② 排水溝等からの地下への浸透の有無 ※②の確認を有害物質の濃度測定により行う場合	① 6月に1回以上 ② 1月に1回以上 ※3月に1回以上	
		2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
C		A基準又はB基準を満たさない		① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ※①の確認を目視以外の方法を行う場合 ② 排水溝等の内部の水位変動又は同等以上の方法による地下への浸透の有無 ※②の確認を水位変動以外の方法により行う場合	① 1月に1回以上 ※方法に応じた頻度 ② 1年に1回以上 ※方法に応じた頻度	

地下貯蔵施設 ※注:イ、ロ、ハのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造及び設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	定期点検の内容	点検頻度	2. 適合状況(点検)
A	1	イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であること、その他の漏えい等防止措置を講じた構造及び材質であること	○ 二重殻構造	内部の気圧若しくは水位変動の確認による漏えい等の有無 ※1 上記以外の方法により漏えいを確認する場合 ※2 消防法に基づく完成検査受検により緩和規定あり	1年に1回以上 ※1 措置に応じた頻度 ※2 3年に1回以上	○ 年2回点検
		ロ 腐食するおそれがある場合、外面に腐食防止措置が講じられていること	○ ステンレス(耐酸被膜あり)			
		ハ 内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること	○ 目視可能な水量計設置			
	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
B	1	内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること		貯蔵施設からの漏えい等の有無 ※上記の確認を有害物質の濃度測定により行う場合	1月に1回以上 ※3月に1回以上	
		漏えい等を検知する装置又は流量の変動を計測する装置等を配置することその他、漏えい等を確認できる措置が講じられていること				
	2	イ 内部の水量を表示する装置を設置する等の有害物質を含む水の水量を確認できる措置が講じられていること ロ 内部にコーティングが行われていること		内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認による漏えい等の有無 ※上記以外の方法により漏えいを確認する場合	1年に1回以上 ※措置に応じた頻度	
	3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること		講じられた措置に応じた適切な事項	講じられた措置に応じた頻度	
C		A基準又はB基準を満たさない		内部の気体の圧力若しくは水位変動の確認による漏えい等の有無 ※上記以外の方法により漏えいを確認する場合	1年に1回以上 ※方法に応じた頻度	

使用の方法 ※注:イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当する必要があります。

基準	区分	構造及び設備に関する基準	1. 適合状況(構造)	必要な定期点検の内容	必要な点検頻度	2. 適合状況(点検)
A B	1	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下に浸透しない方法で行うこと	○ 有害物質の性状や毒性を理解し、火気に注意して作業を行う	管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下浸透の有無	1年に1回以上	○
		ロ 有害物質を含む水の補給状況、設備の作動状況確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講じること	○ 液量計により残量管理(日報の作成)			
		ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合に、直ちに漏えい防止の措置を講じ、漏えいした有害物質を含む水を回収、再利用又は適切に処理すること	○ 排水処理施設に送液し処理、漏洩場所や措置の記録を保存			
		ニ イ〜ハに掲げる使用の方法、点検の方法、回数を定めた管理要領が明確に定められていること	○ 管理要領(取扱要領)が定められている。			
C		—		有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る作業に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下浸透の有無	1年に1回以上	

注)一日あたりの水量で記載してください。

<記入例>

用排水マスバランスシート

事業場名 _____

